

船舶事故調査報告書

令和5年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年2月6日 08時00分ごろ～15時42分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：09時ごろ）
発生場所	京都府舞鶴市 ^{りゅうどうはま} 竜宮浜漁港西方沖 小橋港沖 ^{おばせ} 第2防波堤灯台から真方位258° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 22.6′）
事故の概要	漁船 ^{かきた} 垣田丸は、刺し網漁の操業を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 垣田丸、0.3トン KT3-12092（漁船登録番号）、個人所有 4.31m（Lr）×1.49m×0.64m、FRP ガソリン機関、7.30kW、平成6年3月4日
乗組員等に関する情報	船長 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年1月28日 免許証交付日 令和2年3月18日 （令和7年5月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約12℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前日に仕掛けた刺し網を揚収する目的で、令和5年2月6日08時00分ごろ自宅付近の砂浜から出航した。 船長の家族は、ふだん2時間程度で帰宅していた船長が11時ごろになっても帰宅しなかったため、帰航しているか確認しようと砂浜に向かった。 僚船船長（以下「僚船船長A」という。）は、船長の家族から船長

	<p>が帰航していない旨を聞き、僚船船長Aの漁船に1人を同乗させて本船を捜しに出航したところ、13時30分ごろ竜宮浜漁港西方沖において無人の状態の本船を発見した。</p> <p>僚船船長Aは、携帯電話の電波が届かないので帰航し、14時37分ごろ118番通報を行うとともに知人に本事故の発生を連絡した。</p> <p>別の僚船船長（以下「僚船船長B」という。）は、知人から本事故の発生を聞き、僚船船長Bの漁船に2人を同乗させて本船発見場所周辺海域で船長の捜索に加わっていたところ、15時42分ごろうつ伏せ状態で漂流している船長を発見し、船長を引き上げて帰航した。</p> <p>船長は、16時16分ごろ救急隊に引き渡され、救急隊により社会死の状態^{*1}と判定された。</p> <p>船長は、医師により死因が短時間での溺水及び吐物吸引による窒息、死亡推定時刻が6日09時ごろと検案された。</p> <p>本船は、僚船船長Aの漁船に同乗していた者の操船により船長の自宅付近の砂浜に帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、和船型の船外機船であり、船体に衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>本船は、発見された際、船外機が中立運転の状態であり、揚収途中の刺し網が根掛かりした状態となっていた。</p> <p>船長は、ふだん左舷船尾部において立った姿勢で人力により揚網作業を行っていた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="646 1220 1332 1736" data-label="Image"> </div> <p>写真1 船長のふだんの揚網作業時の姿勢（再現）</p> <p>本船の左舷船尾部ブルワークの高さは、甲板上約32cmであった。</p> <p>僚船船長A及び僚船船長Bは、本船の刺し網が揚収途中で根掛かり</p>

^{*1} 「社会死の状態」とは、医師の診断を仰ぐまでもなく、身体の状態から誰が見ても判断できる蘇生が不可能と思われる状態の死のことをいう。

	<p>した状態であったので、船長が刺し網の根掛かりを解こうとした際に体勢を崩して落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船船長Bは、ふだん救命胴衣を着用して操業している船長をよく見掛けていた。</p> <p>船長の家族は、船長が落水した際に救命胴衣が脱げた可能性があるのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長の家族によれば、船長はふだんから操業中に携帯電話を身に付けておらず、本事故当日、船倉内に携帯電話が置かれていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺水及び吐物吸引による窒息であった。</p> <p>船長は、08時00分ごろ自宅付近の砂浜から出航した後、15時42分ごろ竜宮浜漁港西方沖においてうつ伏せの状態で見られ、医師により死亡推定時刻が09時ごろと検案されたことから、09時ごろ落水して短時間で溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、本船が発見された際に船外機が中立運転の状態であったこと、及び揚収途中の刺し網が根掛かりした状態であったことから、揚網作業中、根掛かりし、それを解こうとして体勢を崩し、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を適切に着用していなかったことから、落水した際に同胴衣が脱げた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長が、竜宮浜漁港西方沖において揚網作業中、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の乗組員は、揚網作業中に漁具が根掛かりした際は、落水しないよう安全に作業を行うこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を適切に着用すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、常に身に付けておくこと。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

